

食の食物は惣へて最初より卓上に排列するを法と
を但し多人數なる時は混雜を生ぜるの恐れあるが
故に一膳部つゝ排列して前者を取去るを要す

家族少人數より成れる家々の小食は通常前日正餐
の殘物より成れるものとすさりながら食物の怡好
体裁を全く變更し殆んど異物の如き觀を呈せしめ
すんばあるべからず正餐の殘物を翻して再び小食
の用に供するものなるか故に之が調理法に極て注
意せずんばあるべからず若し舊様の存するあらば

○ 正餐

正餐は日常の食事中最とも尊重すべきものなり故
に正餐に關する禮法儀式も亦從て嚴密に遵守せら
んばあるべからず紳士貴女の來客ある時は殊に注
意をる所なくんばあるべからず文明社會中正餐も
亦他物と均しく幾多の變遷を經て終に今日の如く
盛んなるに至りたり彼の「ヘンリー」七世の時代を顧
みるに正餐の形狀果しへ如何ぞや食物の調理法極

めて粗雑にしく食事中坐客の威儀動作も亦粗野鄙
賤を極めたりと謂はずんはあるべず今其例證を
掲げんに紳士食事を爲すに方りて脱帽せず又偶ま
佳肴美食の食卓上に來ることあれば四邊周圍の衆
客盡く坐を離れて我第一にと先を争ひつゝ安らに
貪り食するは恰かも鼠狼の一群一擣の肉を貪り食
するに異ならざりしと云ふ其粗野無禮なること果
して如何うや今之を想像するだも尙ほ其無禮を咎
めずんばあるべからず今や則ち然らず食物の調理

甚大に開け坐客の進退舉動も亦秩然として順序あ
り且其温雅優美なる大に觀るべきものあり十九世
紀の今日に至りては家長賢媛の正餐の食卓に向ひ
夫々膳部の手配を爲すは恰かも名將謀士か戰場に
のぞ臨み夫々軍下の部署を定むるに異ならず正々堂々
として亂れず崩れど賓客の一隊押し寄せ来るも何
かあらんと言はぬばかりの風情あり嗚呼亦盛なら
ずや

今正餐をして愉快ならしめんと欲せば食物の調理

法會食者接待法の三者皆な是れ善良ならずんばあるべからずこの三者へ所謂鼎立の勢を爲し互ひに相依り相待て初めて正餐を全からしむる者あれば此内一者だも不充分ならざらんことを要す今食物に就て言はんに通常主たる食物にのみ重もに注意して之か從たる食物に至りては殆んど念頭に懸けざるの風あり是れ大なる過誤にて主従の食物二つながら注意を加へずんばあるべからず又佳肴珍味は固より備へずんばあるべからずと雖とも一人に

就き五拾種の多きに及ふべからず通常之が制限あらんを要す又誰かれの差別なく會食せしむるは甚だ不便利にして且不敬に渉るの恐れあれば須らく撰定する所なくんばあるべからず又接待法の善惡は主として給仕人の巧拙に據るものなれが故に給仕人を撰せんばあるべからず會食者多くして白宅の從僕を給仕人に充つるも尙ほ不足する時俄かに他より儲入るくこと往々之あり斯る場合に於ては給仕人不馴にして坐間に周旋奔走中動もそれは

器皿をして憂々音を發せしめ甚しきに至りては手中の物を取落して紳士貴女の新衣を汚すこと少なからず能々注意せんばあるべからづ給仕人一人にて六人以上の客に應すべきものに非らず。

紳士貴女へ宛てたる正餐の案内狀は定日より二週間或は三週間に前に發すべきものとすこの案内狀を受けたるもの直ちに應答せんばあるべからず且一旦之を承諾したる以上は決して破約すべきものに非らず嚴密に之か約を踐まずんばあるへから

ず若し約に背きて到らざることある時は獨り先方をして失望せしむるのみならず大なる不都合を來し不敬焉より大なるはなし

正餐の時間は古代は午前九時十時の間なりしが現今ハ午後七時より八時までを通常とす

正餐の席に列なるものは通常既に結婚したる男女に限るものゝ如しと雖もニ三の少年少女を混せしむるは亦可なりと謂つべし正餐の會食に案内すべきものは其身分已と同一ならんことを要す又必

らずしも己の朋友若しくは己と全く同一の地位の人限りたるものにもあらずさりながら正餐に會食する人、舞踏會杯の席と異なり極めて親密なる交際を爲し得べきが故に成るべく社會より同方向に運動せる人々のみを案内するを善とす

寡默沈靜なる人のみを一堂に會食せしむるは宜しからず談話を好める人も其中間に挿むを要すさりながら客人にして餘りに饒舌なるは却つて見苦しきものなり

正餐卓上の中間に美麗なる花飾あらんことを要す
さりながら大客の時は食卓の上下各所に散在せしむべし正餐の花飾は殊に注意して善良なるものを撰ずんはあるべからず

總て食事を爲す時は静かに咀嚼するを要す決して音を發せしむること勿れ謹に曰く會食者にして馬の食するが如く咀嚼をして音を發せしむる程不敬にして且賤しきものは他にあるべからず
朝餐又は小食に於ては會食者自から其坐を離れて

其欲する所のものを求め得べしと雖ども正餐に於ては之を許さず

凡う會食者の解散する午後十時半若くは十一時たるべし各會食者の迎ひの馬車來る時は給仕人静かに之を其持主に報すべし

○晩餐

晩餐も亦他の食事と均しく重要なものにして萬國皆な之を貴尊したりしが竟に正餐と相伍して互ひに競争すること能はず之か爲めに一步を譲りて

其聲價を墜すに至りたり古代は晩餐なるもの日常食時の第二に位し此時を以て全家族表坐敷に相會し團欒以て箸を下すを常とモ其体裁儀式の如きは總て正餐の席に均しきものとす且其食卓上には滋味美食を多く排列し食前食後必らず手を洗ふを禮とす晩餐終りて寢に就くも亦其通則なり

晩餐の會食者寡き時は通常前食事の殘物を用あるとを得べし但し食物の恰好体裁をして前食事と異ならしめずんばあるべからず是れ小食の時と均し

く調理法に極て注意する所なくんばあるべからず
均しく晩餐の名を有すと雖とも夜會若しくは舞踏
會に要する所の晩餐に至りては大に異なる所あり
其食卓上の結構排列等結婚式の朝餐に極めて相類
似する所多を要す食卓の中央彼方より此方へ通じ
て立派なる花飾菓物等を配置すへし且種々の嘉肴
珍味中鳥類を能く調理し之を寸斷碎片となし而し
て後細絲を以て再び之を縫合し故體を存せしめた
るものを備へ置くべし又其晩餐に供すべき諸食物

と汁を除くの外皆な冷物を用ふべし植物製の食物
及び乾酪は之を用ひざるを善とす

家ふ依りては正餐を正午時に喫し晚餐を日夕に喫
するを最も便利なりとすることあり殊に職人の
如きは終日市街に出て働くをなし夜に入りて歸り來
り美味の晩餐に向ふは最も其愉快とする所なり
或人曰く凡る舞踏會を催すに嚴冬冱寒の季節に
限るものとす彼の北風凜烈として窓を撲ち氷柱櫻

○ 踏舞

頭に懸る時舞蹈室內紳士貴女媠嬌嬪娟として踊り
舞ふは亦活潑爽快ならずやとさりながら青年少女
は夏夕秋晚或は室内よ於て舞蹈を爲すもの少なか
らず舞蹈は四季一として不可なるものなかるべし
凡う舞蹈には公會私會の二種あり舞蹈公會とは舞
蹈委員なるものありて某日某所に於て舞蹈會を催
ふす云々と新聞紙に廣告するか故に之か會員たら
んと欲するものは舞蹈切手を買得せすんはあるへ
からず之を舞蹈公會と云ふ舞蹈公會は概ね午後十

一時頃に始まりて翌日午前頃に終るを常とする舞蹈
私會とは己か知己朋友等を招集して舞蹈を爲すも
の是れなり舞蹈私會は通常午後九時に始まりて翌
日午前三時頃に終るを常とす

舞蹈會に臨む人の人目を眩惑せしむへき美服を着
する場合は稀なりと雖も決して平常乃衣服を着
すべきものに非らす或は世人の熟知せる古代の服
制を用ふることあり或は外國の服制よ從ふことあ
り舞蹈會に要する所の服制は殊に其人の性質、顔面

容貌等に適應せんばあるべからず
舞蹈私會を催すに當りて先第一に注意すべきものは舞蹈會に要する所の諸室是れなり今舞蹈の準備をして全からしめんには少なくも七室なくんはあるべからず其七室とは衣裳室二個茶室休息室迎接室舞蹈室晩餐室是れなり

舞蹈私會をして完全ならしめんには種々の準備なくんはあるべからず就中舞蹈室床板踊手音樂及び晩餐は何れも皆な善良ならんばあるべからずさ

りながら全からんを求むるは困難事なるか故に必用缺くへからざるもののみを擧げんに舞蹈室は必しも善良ならんはあるべからず今人ありて舞蹈會を催さんと欲するに當りて俄かに室の大小怡好を變更すること能はずと雖とも其室は可及的大にして殆んど方形ならんばあるべからず長狹室は舞蹈室に極めて不便なり又床板を新たに造るを要せずと雖ども敷物を存せるは舞蹈の妨害を爲すものなれば之を除却せんばあるべからず床板は

極めて平滑ならんことを要を
音樂も亦善良ならざるべからず音樂若し拙なきは
折角の舞踏會を全く興味を失し殺風景の甚しきも
のと謂すんばあるべからず音樂拙にして舞踏を巧
みならしめんと欲するも能はざるなり舞踏會の人
數寡ければ洋琴を彈する樂人一人にして可なりと
雖とも人數多ければ從つて之に加ふるに笛提琴等
の樂器を以てすべし

舞踏を催ふせる家は各室何れも燈光輝々として怡

かも白晝の如くならんことを要す是れ燈光は活潑
愉快の情を起さしむる媒助たればなり闇然として
暗ければ自から鬱憂の情を發せしむるものなれば
勉めて明光々輝たらんとを要をさりながら燈火を
多く點するは從つて室内に瓦斯を充たしめ人に害
毒を與ふるか故に注意して室内の空氣を流通せし
むるか或は室内を輝かしむるに他の良法を用ひす
んはあるへからず舞踏室には決して蠟燭を點すへ
からす是れ踊手婆娑旋轉の際自から風を生し蠟燭

四邊に轉動し且蠟涙衣裳に點し亦拭ひ消すへから
さるの恐れあれはなり因つて適度の洋燈を各所に
鉤るし其光線強からずして能く照らさんことを要
を又室内に莫大なる花飾を要せをと雖とも適宜の
花を飾り置くへし

茶室は休息所と爲すを得へし茶室の床板は成るへ
く舞踏室の床板と同じからんことを要も該室内の
卓上には氷、紅葡萄酒、林檎酒、三鞭酒、列門酒、伽琲、菓子
麵包等を備へ置くへし又給仕人二三人ありて常に

客人の爲めに周旋盡力するを通常とす
舞踏會に臨みたるもの歸家せんと欲する時は主人
に暇を告くるを要せず密かに立去りて他に知らし
めざらんことを要す是れ會員の總崩とならんこと
を恐るれはなり

○遊戲

謹に曰く剛毅の心は健全無病の體軀に宿ると宜な
るかな言や今人あり其體軀健全無病ならずして心
智の改良發達を求めると欲するも得べからざるな

り是れ生理學上復た動べからざる定論と謂つべし
されば人たるもの其の心智をして十分發達せしめ
んと欲せは先つ其體軀をして健全ならしめずんば
あるべからず體軀の健全ならんを欲せば適宜の運
動遊戯なくんばあるべからず抑も野外の遊戯鬱散
は體軀をして健全ならしむるの一方便と謂つべし
因つて今野外の遊戯鬱散より就き聊か論する所あら
んとするは亦無用の事にあらざるべしと信ず蓋し
或は犬を携へ獵銃を肩にし山壑丘陵を跋渉して鳥

獸を狩り或は河海の岸頭竿を横へ芳餌を投じ巨口
細鱗激刺たるを抑へ或は扁舟を浮べて自から櫓櫓
を操り或は嚴冬冱寒に際し氷沓に乗りて滑路を疾
行するか如き皆な是れ體軀を健全ならしむる遊戯
鬱散なり故に此等の遊戯に就き聊か叙述する所あ
らんとす

獸獵に伴ふは獨男子のみならず女子も亦加はるこ
とを得べし或時人あり一貴女に向ひ此獵し得たる
鹿の咽喉へ一太刀御試みありたしと言ひつゝ獵夫

の使用すべき刀劍を出し出せしに其貴女之を拒絶したりしかば當時の習慣に違へりとて他より大に輕蔑を受けたることありしとゞ是れ古代の一話柄なりしが現今の女子は斯る殘酷の舉動を爲さずと雖とも獸獵に伴ふて山野を跋涉することもあり先獸獵を企てんと欲する時は豫じめ之が會合所を新聞紙にて廣告すべし而して其當日に至り共に朝餐の會食をなし夫より目的の山野に赴くを常とす但し會食時間は午前六時を通例とすれ共十時に及へる

こと往々之ありこの獸獵に要する紳士貴女の服制之様々あるも今之を畧すこの獸獵の一隊へ終日山野を跋跡し午後六時に至り歸りて一堂に相會し快よき正餐の食卓に向ふを常とす英吉利人は運動の爲め主として遊獵を好むと雖とも佛蘭西人は常に馬に乗り野外を遊歩せり
水邊に釣を垂れるに大に巧拙のあるありざりながら主として撰むべきは位置天氣の摸様水工合及び大聲談笑するも魚之に感せざる所等是なり又從者

一人を携へ餌を取替へ或は釣得たる魚を捕ふる等の勞を取らしむべし又紳士の側に貴女均しく釣を垂れて絲を綻し杯して困難の体ある時は紳士直ちに之が助を爲さずんばあるへからず又漁し得たる新鮮魚を卽坐に炮きて之を食するは一種の妙味ありと謂つべし多くは此遊の興味深くして時の移るを覺へざるものなり

紳士貴女と共に舟遊を試みる時の貴女の愉快を助け且之を保護せずんばあるべからず殊に貴女の舟

に乗る時杯は之を扶け乗して快よく其坐に着かしめ衣服を濡さしめさらんあとを要す又乗手にして能く漕ぐものあらは舟主より之に櫂を授くるを禮とす

冬季に際し氷沓に乗りて氷上を疾行する遊戯は最も活潑なるものと謂つべし古へは貴女氷沓に乗らずして只男子の氷沓に乗るを傍観するを以て満足し居たりしが今や則ち然らす貴女にして氷沓に乘るものも亦少なからず紳士若し相識の貴女と均じ

く氷舟に乗る時は之が爲に氷舟を授け拵して周旋せすんばあるべからず若し又其貴女尙ほ未だ此技に熟せざる時は殊に注意を加へて夫々教示する所なくんばあるべからず氷舟に乗らんと欲するものは先益大の小池にて修練するを要す

○死込

人死すれば則ち萬事休す上王候より下庶人に至るまで免かるへからざるものは死なり如何に富貴榮華を極むるものも如何に貧賤苦界に陥るものも一旦無

常の風誘ひ來らは忽ち泡沫夢現消て復び跡を留めず憐むべし一家眷族打ち寄りて空しく歎き悲しむのみさりながら死者を其儘に抛擲すべきものにあらず夫々葬送の手順を運ばんばあるべからず因つて今茲に葬送手續の概畧を叙述せんと欲す死者あれは則ち直ちに之か棺を設けて其死体を納めこの棺の一方へ白色の金属か或は真鍮の延板へ死者の姓名年齢及び死せし年月日を記したるものと備へ置くべし

く氷舟に乘る時は之が爲に氷舟を授け杯して周旋せすんばあるべからず若し又其貴女尙ほ未だ此技に熟せざる時は殊に注意を加へて夫々教示する所なくんばあるべからず氷舟に乗らんと欲するものは先益大の小池にて修練するを要す

○死込

人死すれば則ち萬事休す上王候より下庶人に至るまで免かるへからざるものは死なり如何に富貴榮華を極むるものも如何に貧賤苦界に陥るものも一旦無

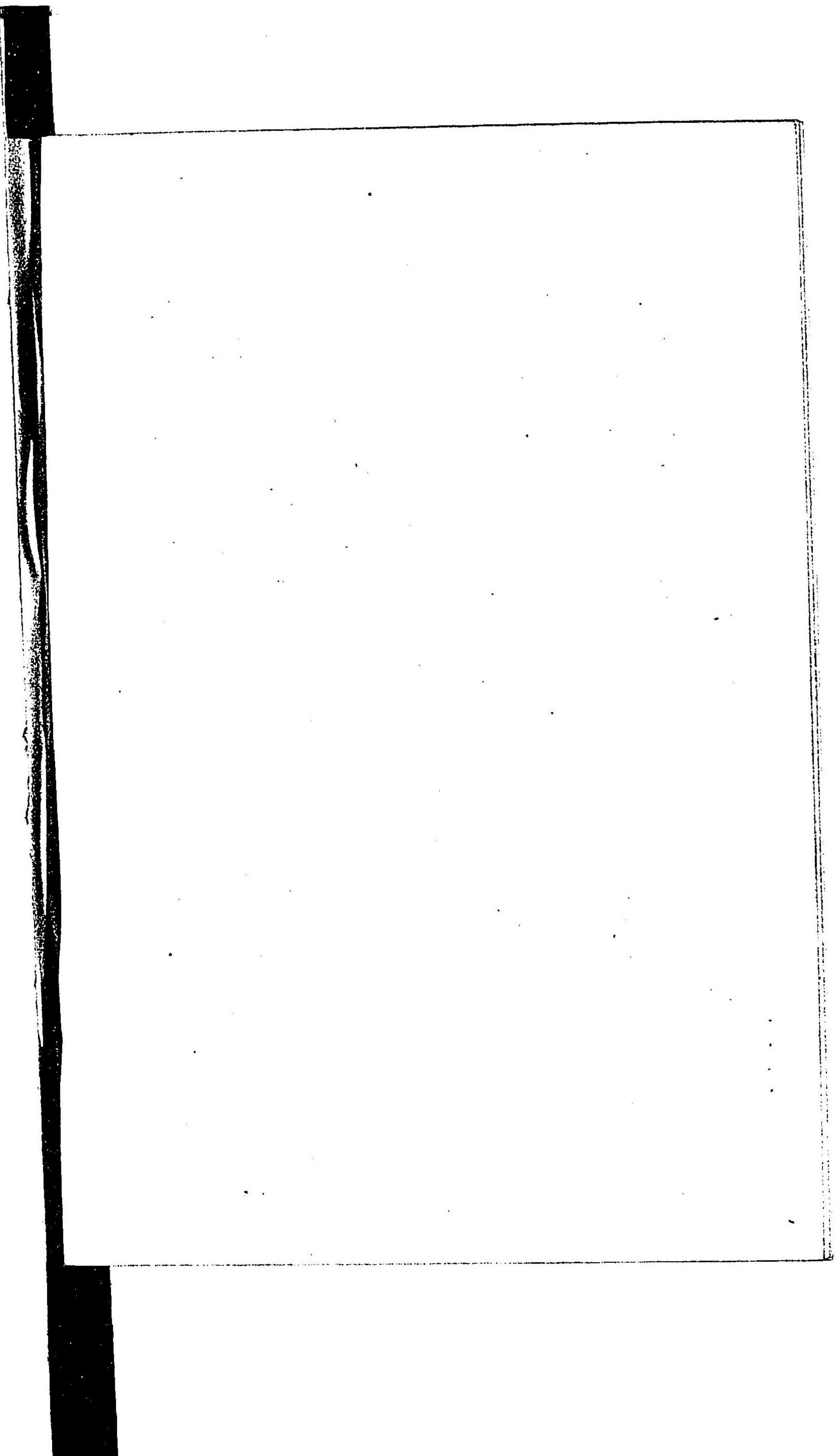
常の風誘ひ來らは忽ち泡沫夢現消て復び跡を留めず憐ひべし一家眷族打ち寄りて空しく歎き悲しむのみさりながら死者を其儘に抛擲すべきものにあらず夫々葬送の手順を運ばんばあるべからず因つて今茲に葬送手續の概畧を叙述せんと欲す死者あれは則ち直ちに之か棺を設けて其死体を納めこの棺の一方へ白色の金屬か或は真鍮の延板へ死者の姓名年齢及び死せし年月日を記したるものと備へ置くべし

夫より直ちに死去の爲知狀を認めて親類一同と親密なる朋友へ送り遣はすべし又新聞紙にても報告

すべし

案内して葬送の儀式に列ならしむべきものと通常死者の別懇なりし朋友と親密なりし醫師及び法律家に限るものとす今通常行はるゝ所の葬送の儀式を掲げんに棺に次ぐものは死者に最とも近親なる眷族にして其中にも親疎の等級に従つて列を定む其次には薄縁の一門類族其次に至りて朋友知己之

に從ふ而してこの儀列中に空虚にして密閉したる馬車數多あること往々之あり是れ死者及び遺族へ對して尊敬の意を表せんが爲めに其朋友より送りたるものなり斯くて寺院に至れば則ち僧侶と共に依て夫々形の如く儀式を行ひ夫より一同僧侶と共に墓所に赴き悲しくも最後の儀式を終へ人々思ひくに解散す只親族別懇なるものくみ再び死者の家に歸り來り一同の面前にて法律家が死者の遺言書を読み上るを常とす





明治十九年十月七日版權免許
全十九年十月廿八日成
刻

一定價金銀一錢

岡山縣主計

族
濱
太
郎

一
府

下牛込關

東五軒町十一番地

大坂府平民
鹽治

芳兵衛

東京日本橋區
府下京橋

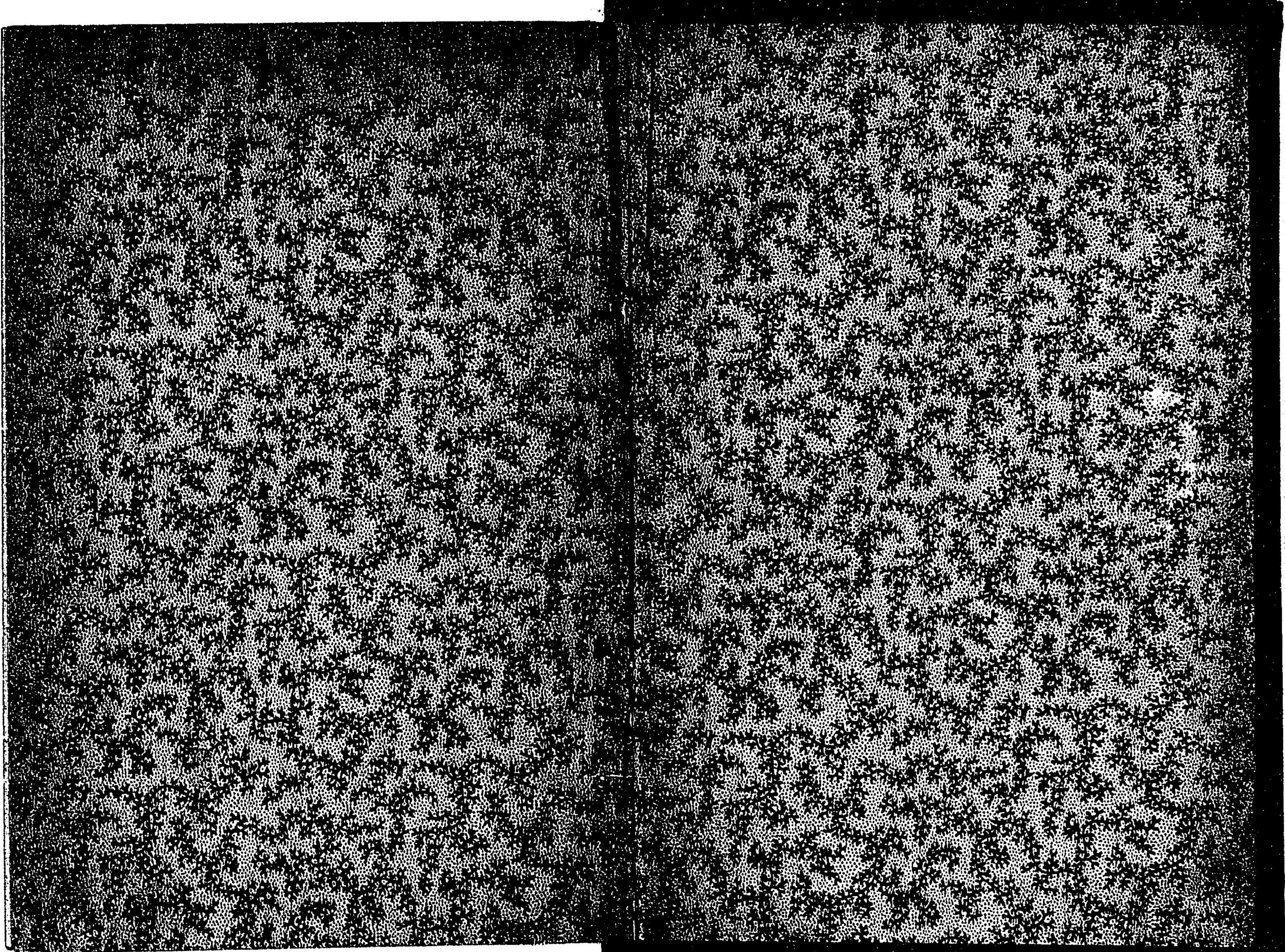
福岡 桶町 二番地 寄宿
黒町明治書房

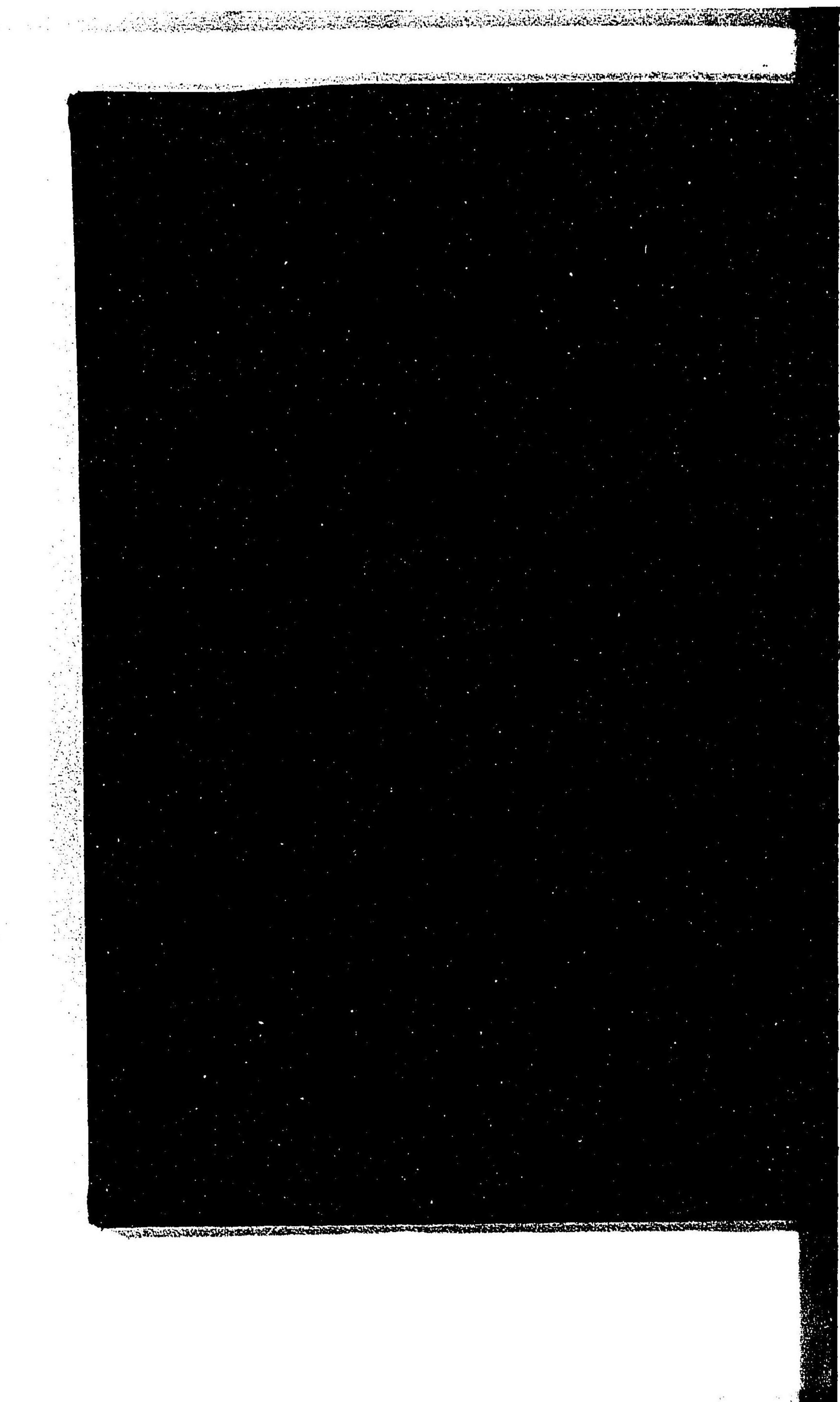
東坂下

錢 三 同

同府同區備後呀
吉

四丁目





084344-000-9

特64-767

内地雜居交通寶鑑

一名、英語獨案内

秋庭 浜太郎／編

M 1 9

DAH-2037

